

第5章

景観資源等の質的向上に関する事項

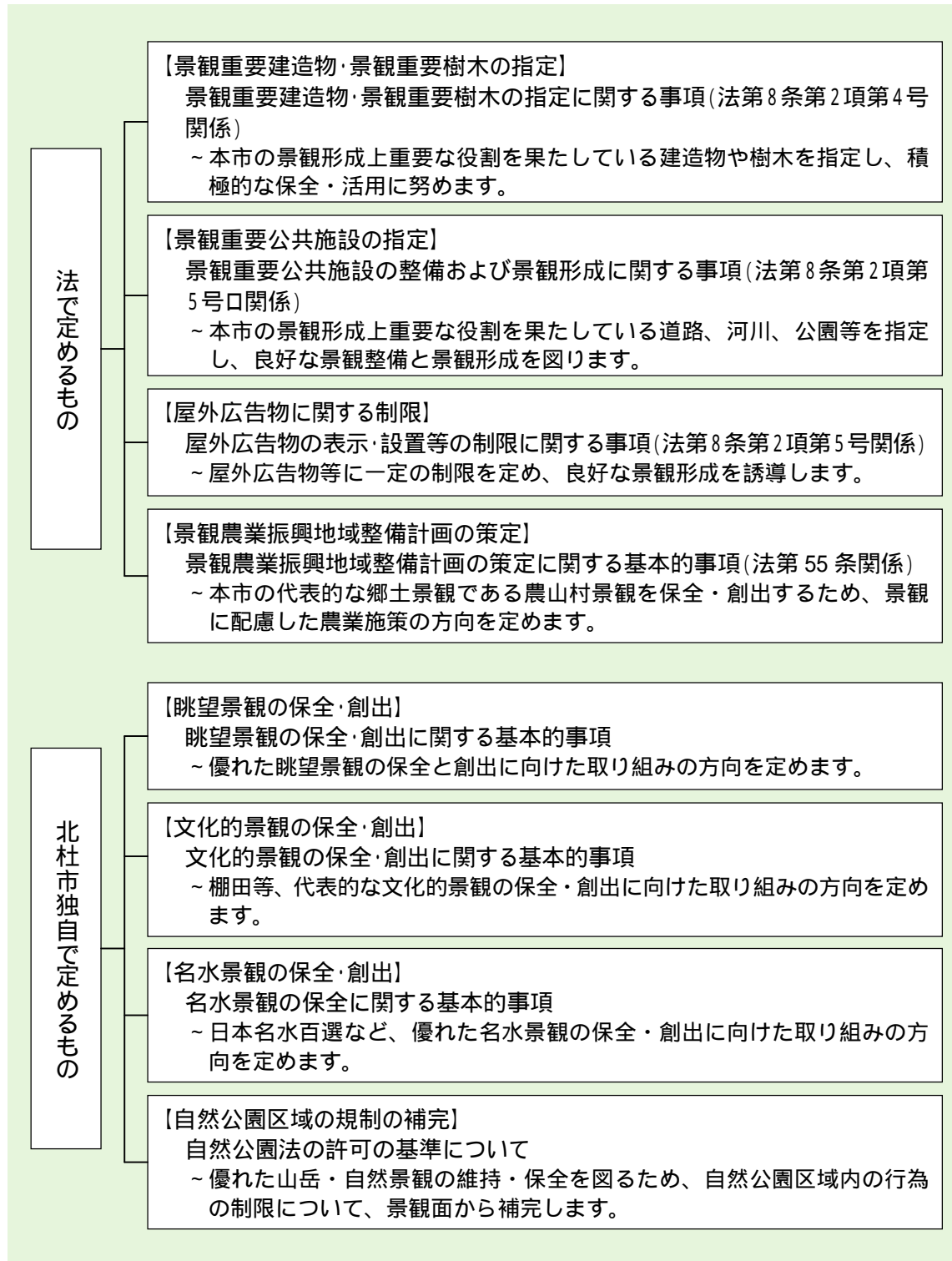


第5章 景観資源等の質的向上に関する事項

本市で定める事項

優れた景観の保全と景観資源の質的向上を図るため、北杜市では、第4章で掲げた建築物等の行為の制限に加えて、次のような事項を定めます。

景観資源等の質的向上に向けて定める事項



1 景観重要建造物・景観重要樹木の指定に関する事項(法第8条第2項第4号関係)

(1) 基本的事項

地域の特性を生かした景観形成を図るためには、市内に点在する特徴的な景観資源の保全と積極的なまちづくりへの活用を図ることが大切です。

このため、市内の建築物・工作物（以下「建造物」）および、樹木（樹林地は除く）のうち、景観形成上重要な役割を果たしているものを「景観重要建造物」および「景観重要樹木」に指定*し、景観資源の保全と隣接地など、周辺を含めた魅力ある景観形成を促進します。

なお、これらの指定にあたっては、土地・建物の所有者等や「まちづくり審議会」の意見を聴くものとします。

(2) 指定に関する事項

景観重要建造物(建築物、工作物)

市内には、文化財に指定されている歴史的建造物以外に、古民家や蔵等の歴史的建造物や個性的な美術館など、地域景観を特徴づけている建造物が多く分布しています。

このため、地域の景観形成に重要な役割を果たし、道路など、公共の場所から容易に見ることができる建造物を次の指定基準に基づき、「景観重要建造物」として指定し、積極的に保全・活用に努めます。

指定基準

外観について優れたデザインをもち、地域のランドマーク、シンボルとなっているもの
北杜市、地域の歴史、文化的な特色を有し、保全・継承していく必要性の高いもの
多くの市民、観光客等に愛され、親しまれているもの
今後の良好な景観形成のお手本となるもの

景観重要樹木

市内には、文化財に指定されている天然記念物以外に、古くから市民等に親しまれ、地域のシンボル、地域景観を特徴づけている桜などの大木、古木が多く分布しています。

このため、地域の景観形成に重要な役割を果たし、道路など、公共の場所から容易に見ることができる樹木を次の指定基準に基づき、「景観重要樹木」として指定し、積極的に保全・活用に努めます。

指定基準

その樹容(規模、樹形等)から地域のランドマークとなっている大木・古木など
地域の歴史や文化を感じさせる樹木で、保全していく必要性の高いもの
多くの市民、観光客等に愛され、親しまれている樹木
アイストップとなっている樹木など、景観形成上重要な役割を果たしているもの

注) * 「景観重要建造物」および「景観重要樹木」については、文化財のように歴史的価値・文化的価値のみならず、景観形成に果たしている役割からも判断しています。新しいものであっても、それが地域の景観形成上重要な役割を果たしているものであれば指定の対象となります。

文化財保護法による指定文化財（歴史的建造物、史跡、名勝、天然記念物等）以外で、景観上重要な役割を果たしている建造物や樹木等については、本計画において「景観重要建造物」および「景観重要樹木」として指定します。

今後指定されると、所有者および管理者には管理義務が生じ、その現状を変更することとなる行為については市長の許可が必要となります。

2 景観重要公共施設の整備および良好な景観形成に関する事項

(法第8条第2項第5号口関係)

(1) 基本的事項

道路、河川、公園などの公共施設は、景観を構成する重要な要素であり、地域の特性に応じた整備を行うことにより、効果的な景観形成が可能となります。

このため、本市の景観の骨格を形成し、景観形成上特に重要な公共施設（道路、河川等）について、次のような指定基準に基づき、公共施設管理者との協議・同意のうえ、「景観重要公共施設」に指定し、その整備方針と占用許可等の基準を定めます。

(2) 指定に関する事項

本市の景観の骨格を形成し、景観形成上特に重要な公共施設（道路、河川等）については、次の指定基準に基づき、「景観重要公共施設」として指定します。本計画では、この基準に基づき下記に示す施設を景観重要公共施設として定め、指定に向けて公共施設管理者との協議を進めます。

なお、景観重要公共施設の指定に際しては、公共施設管理者と十分な協議を行い、随時追加指定できるものとします。

指定基準

優れた眺望を有する公共施設
多くの市民、観光客等に親しまれているシンボリックな公共施設
線状に広がり骨格的な風景を形成している道路や河川等

注) * 公共建築や鉄道駅等の公共的な建造物は景観重要公共施設でなく景観重要建造物として指定します。

景観重要公共施設

景観重要道路

< 茅ヶ岳・みずがき山エリア >

農道茅ヶ岳広域農道号線・市道須玉明野線（茅ヶ岳広域農道）、（主） 葦崎増富線

< 八ヶ岳南麓エリア >

（主）北杜富士見線（八ヶ岳高原ライン）、（主）北杜八ヶ岳公園線（清里高原道路を含む）、（主）茅野北杜葦崎線（七里岩ライン）、（主）長坂高根線、県道小荒間長坂停車場線、市道東1級40号線・市道大井ヶ森12号線・市道上野原2号線・八ヶ岳広域農道（レインボーライン）、市道下念場朝日ヶ丘線（清里牧場通り）、市道清泉寮線（ポール・ラッシュ通り）、国道141号

< 甲斐駒ヶ岳エリア >

市道名水公園線（べるが通り）、市道台ヶ原～宿中線・市道金ノ手台ヶ原宿中線（旧甲州街道）、県道横手日野春停車場線、県道駒ヶ岳公園線、甲斐駒ヶ岳広域農道

景観重要河川

釜無川、須玉川、塩川、川俣川、本谷川、尾白川、神宮川、大武川、石空川、みずがき湖、清里湖

< (主) 茅野北杜葦崎線日野春駅付近の景観整備 >



・ 現況



・ 整備後のシュミレーション

(3) 整備方針に関する事項

指定された景観重要公共施設については、次の整備方針に基づき、地域まちづくりや観光まちづくりなどと連携しながら、良好な景観形成に資する施設整備を図ります。

具体的には、今後、「(仮称)北杜市公共施設デザインガイドライン」や「(仮称)北杜市公共サイン計画」を策定し、これに基づいた公共施設整備を進めていきます。

景観重要公共施設の整備方針

景観に配慮した工作物・構造物の整備
 ・道路:歩道舗装、ガードレール等の交通安全施設、擁壁・のり面、ストリートファニチャー等
 ・河川:護岸、水辺空間、管理道路、河川占有物(標識その他)
 ・公園:各種工作物
 統一感があり、美しい公共サインの設置(北杜市公共サイン計画の策定)
 眺望に配慮した工作物の設置
 眺望場所の整備
 地域の特性に応じた道路や河川の緑化推進および適正な維持管理
 道路や河川のビスタ*の配慮
 屋外広告物の適正な規制・誘導
 周辺の良い既存樹林地の保全

(4) 占用等許可の基準について

景観重要公共施設の占用にあたり、占用許可等の基準を次のように定めます。なお、景観計画が施行される以前の既存の工作物等、または、地中に埋設するものなど、周辺の景観に影響のない工作物はこのかぎりではありません。

占用許可の基準について

区分	根拠法	許可の基準
景観重要道路	道路法第32条第1項または第3項の許可の基準	工作物の形態・意匠については周辺の地域景観との調和や眺望景観に配慮すること。
景観重要公園	都市公園法第5条第1項または、第6条第1項若しくは第3項の許可の基準に準じる	
景観重要河川	河川法第24条または第26条第1項の許可の基準	



・(主)北杜八ヶ岳公園線(清里高原道路)

注) * ビスタとは、両側に並木や建築物などが並んだ場合などのように正面に向かって奥行き深い眺めのこと。「通景」や「見通し景観」などともいいます。

3 屋外広告物の表示・設置等の制限に関する事項(法第8条第2項第5号関係)

(1) 基本的事項

近年、大規模かつ派手な色彩の広告物や特定の場所における集中的な掲出など、屋外広告物の無秩序な掲出、氾濫が顕在化しており、本市の良好な景観を阻害する大きな要因になっています。

屋外広告物は、市民や観光客等に多くの情報を与えたり、商業地、観光地などのまちなみににぎやかな印象を与えたりといった効果がありますが、広告看板類が増え、無秩序に設置されている現状を改善し、良好な景観形成を図るため、屋外広告物等の表示または掲出物件の設置に関する行為について一定のルール（制限）を定める必要があります。

現在、本市における屋外広告物等の表示または掲出物件の設置に関する行為については、「山梨県屋外広告物条例」（平成17年7月1日、改正・施行）に基づき、適切な規制誘導を行っており、当面は、県条例の周知と積極的な活用を図ります。

今後は、本計画に基づき、屋外広告物法に基づく「(仮称)北杜市屋外広告物条例」を検討・制定し、これに基づいて地域の実情に即した規制誘導を行っていきます。

(2) 行為の制限に関する事項

本計画では、屋外広告物等の表示または掲出物件の設置に関する行為に関する基本的な制限事項を次のように定めます。具体的な規制誘導は、今後制定する「(仮称)北杜市屋外広告物条例」に基づいて行いますが、それまでの間は、「山梨県屋外広告物条例」によるものとしします。

基本的な考え方

屋外広告物等については、次の設置基準により適切な規制・誘導を図ることとし、良好な眺望場所や主要な幹線道路沿い、公園や景勝地など人が集まり人目に触れることの多い地域の周辺においては、著しく周辺景観に不調和なもの、目立つものとならないよう十分な配慮を行うこととします。

屋外広告物設置基準

項目	設置基準
位置、形状、規模、意匠	<ul style="list-style-type: none"> ○景観重要建造物、景観重要樹木、景観重要公共施設の周辺など、良好な景観の維持保全を図る必要が高いところにおいては、当該施設が醸し出す地域イメージを損ねないように、掲出位置に配慮する。 ○屋外広告物等については、必要最小限度の大きさ、設置個数に留めるとともに、山なみ等の眺望や道路の快適な見通しの保全、周辺の景観との調和に配慮する。 ○主要な幹線道路沿いに、幟や旗などの一時的な広告やサインを連続的に設置しない。やむを得ず設置する場合、必要最小限度の設置個数に留める。 ○広告看板の文字は、不必要に大きなものは使用しない。 ○幹線道路交差点付近の複数の野立て看板広告物等については、コンパクトに集約化することとし、大きさや向きを揃えるなど、まとまり感に配慮するとともに、その足回りの修景や緑化に努める。
色 彩	<ul style="list-style-type: none"> ○基調となる色は、周辺の景観に配慮した色彩を用い、けばけばしくならないよう努める。 ○安全上その他の理由によりやむを得ない場合を除き、蛍光色や反射材の類は使用しない。
素 材	<ul style="list-style-type: none"> ○周辺の良好な景観と調和する素材の使用や表面処理に配慮する。 ○耐久性に優れ維持管理が容易な素材を用いるよう努める。
照 明	<ul style="list-style-type: none"> ○照明機器は必要最小限とするよう努める。 ○照明機器を設置する場合は、使用する光の色や方向、量等に十分留意し、周辺の良好な景観との調和を乱さないようにする。 ○ネオン管など光源が露出した素材は使用しない。

4 景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的事項(法第55条関係)

(1) 基本的事項

広大な山岳や森林に囲まれた農山村景観は、本市を代表する郷土景観となっています。

古代の放牧、江戸時代の新田開拓など、長い歴史と人々の暮らしや営みを背景に、各山麓地域には、酪農・牧草地、水田や野菜畑、果樹園などの農地が広く分布し、その中に大小の集落地が形成され、山岳、森林、里山、農地、集落地が一体となって本市特有の美しい農山村景観を形成しています。

本市の重要な風景資産である農山村景観の維持・保全と良好な景観の創出、良好な営農条件を確保するために、既定の「北杜市農業振興地域整備計画」と整合を図りながら、「北杜市景観農業振興地域整備計画」*の策定を検討します。

(2) 景観農業振興地域整備計画で定める事項

景観農業振興地域の区域

景観農業振興地域の区域は、農業振興地域内のうち、農山村景観の保全・創出、良好な営農条件を確保するために、景観的な施策を講じることが望まれる次のような区域について定めます。

- 県内最大の酪農地帯を誇る採草放牧地の景観
- 各山麓地域に広がる眺望に恵まれた水田を主体とした田園景観
- 顕著な河岸段丘や山間に形成された特徴的な農山村景観
- 里山と一体となった棚田や段々畑の特徴的な農山村景観
- 歴史性ある水路や水門、樋門などのかんがい施設をもつ農山村景観
- 耕作放棄地が多く分布し、景観的な対策が望まれるところ など

景観と調和の取れた土地の農業上の利用に関すること

景観農業振興地域内の農用地、農業用施設等について、景観を維持した農地の維持管理や耕作放棄地の有効活用、景観作物の共同栽培など、地域全体の特徴ある景観に配慮した土地利用のあり方について定めます。

景観農業振興地域の区域における整備、開発および保全に関する事項

景観農業振興地域の区域については、景観形成に関わる次の事項を具体的に定めます。

- 農業生産基盤の整備および開発に関する事項（農振法第8条第2項第2号）
（景観に配慮した農道、農業用水路等、景観上必要な整備に関する事項や基準など）
- 農用地等の保全に関する事項（農振法第8条第2項第2号の2）
（耕作放棄地等に対する基盤整備や有効活用に関する事項など）
- 農業の近代化のための施設の整備に関する事項（農振法第8条第2項第4号）
（農業近代化施設に対する配置、形態、色彩、その他意匠に関する基準など）

注) * 「景観農業振興地域整備計画」は、景観計画区域内の農業振興地域のうち、景観と調和のとれた良好な営農条件の確保を図るべき地域について定めることとされています。また、農振法に基づく「農業振興地域整備計画」とは別の計画として、市町村が作成することができるものとしており、両計画の整合性を図ることが必要です。

5 その他、北杜市独自で定める事項

前述の4つの法で定める事項以外に、本市では、次の事項を定めます。

(1) 眺望景観の保全・創出に関する基本的事項

本市の優れた眺望景観は、「北杜市らしさ」を感じさせる貴重な景観資源であり、市民や観光客等、多くの人々の心を惹きつける重要な観光資源でもあります。

良好な景観の形成を推進し、地域の活力をより高めていくためにも、優れた眺望景観を維持・保全し、さらにその印象と魅力を高めていくことが必要です。

このため、景観形成の基本方針を踏まえ、優れた眺望景観の保全・創出に向けた次のような取り組みについて検討します。

眺望景観の保全・創出計画の策定

本市の優れた眺望景観の保全・創出を図るため、次のような内容の「(仮称)北杜市眺望景観保全・創出計画」の策定に向けた取り組みを進めます。

計画において定める事項等

- 優れた眺望景観を形成する必要がある地域等（視対象、眺望場所など）
- 優れた眺望景観の保全・創出に関する方針
- 優れた眺望景観の形成のための行為の制限に関する事項
- 眺望景観保全地域および特別地域の指定
- その他優れた眺望景観の保全・創出に関する必要な事項

優れた眺望景観の保全・創出に向けた取り組みの推進

良好な眺望場所(ビューポイント)の選定

市民からの公募、フィールドワーク等の市民参加イベントなどにより、市内の優れた眺望場所を選定し、各々の各眺望場所について、眺望景観の保全・創出の方針を定めます。

これらの優れた眺望場所については、今後、必要に応じて、順次追加していきます。

良好な眺望場所の整備

良好な眺望場所については、眺望小広場の整備、案内板・サイン等の設置など、魅力の向上を図るとともに、電線、広告・看板など景観を妨げる要因について必要に応じて改善を図ります。

建築物等の配慮事項

優れた眺望景観の保全・創出を図るため、良好な眺望場所周辺の建築物等については、第4章「良好な景観形成のための行為の制限事項」に定めた基準と併せ、特に次の事項に配慮することとします。

眺望に対する建築物等の配慮事項

項目	配慮事項
形態意匠	<ul style="list-style-type: none"> ○ 主要な眺望場所からの眺望を著しく妨げることのないよう、特に配慮する。 ○ 眺望場所ごとに定める眺望景観の保全・創出の方針を踏まえた形態意匠とする。 ○ 壁のような建築物が建つことで圧迫感を与えないよう、建築物は長大な壁面を見せないようにする。 ○ 屋上工作物、ペントハウス等は眺望に配慮した位置、規模、色彩とし、やむを得ず設置する場合は目隠し等により修景する。
屋根	<ul style="list-style-type: none"> ○ 屋根は、極力陸屋根は避け、勾配屋根とする。 ○ 屋根の形態は、周辺の景観との調和に配慮する。 ○ 屋根の色彩は、落ち着いた色彩を基調とし、周辺の景観との調和に配慮する。
外壁	<ul style="list-style-type: none"> ・ 外壁の色彩は落ち着いた色彩を基調とし、周辺の景観との調和に配慮する。

(2) 文化的景観の保全・創出に関する基本的事項

本市を代表する農山村景観は、古代から続く放牧の歴史や江戸時代の新田開拓の歴史など、永い年月と人々の暮らしや営みのなかで形づくられたものであり、現在でも、その名残を感じさせてくれます。

次のような本市を代表する文化的景観については、文化財保護法第2条第1項第5号で掲げる「文化的景観」と位置づけ、「重要文化的景観」の選定・登録に向けた具体的な検討を進めます。

本市を代表する文化的景観

- 古くから営まれてきた代表的な採草放牧地の景観
- 新田開発の歴史を物語る水路や堰、ため池と一体となった田園景観
- 急峻な地形を切り開いて創られた里山と一体となった棚田の景観 など

<参考> 文化的景観について

近年、開発によって地域の個性が失われていく中で、棚田や里山といった人々の生活や風土に深く結びついた地域特有の景観（文化的景観）の重要性が見直されるとともに、その保護の必要性が認識されるようになりました。

このような流れを受けて、平成17年4月1日に施行された改正文化財保護法では、「文化的景観」を文化財の一領域として加え、「地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で我が国民の生活又は生業の理解のため欠くことのできないもの」（文化財保護法第二条第一項第五号）と定義し、重要文化的景観の選定、現状変更の規制等に関する規定が盛り込まれました。

これにより、文部科学大臣は、都道府県または市町村の申出に基づき、都道府県または市町村が定める景観法に規定する景観計画区域または景観地区内にある文化的景観であって、保存計画の策定、条例による保護措置などの条件を備えたものの中から、特に重要なものを重要文化的景観に選定することができるとしています。

(3) 名水景観の保全・創出に関する基本的事項

市内には、環境省により、日本名水百選に指定されている「白州・尾白川」や「八ヶ岳南麓高原湧水群（三分一湧水、女取湧水、大滝湧水）」、平成の名水百選に指定されている「金峰山・瑞牆山源流」、日本の滝百選に指定されている石空川の「精進ヶ滝」をはじめ、数多くの名水と呼ばれる湧水群、川、溪谷、滝、湖等が分布しています。

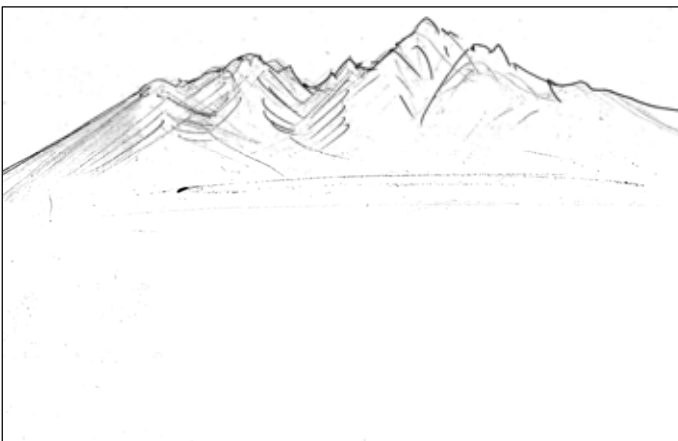
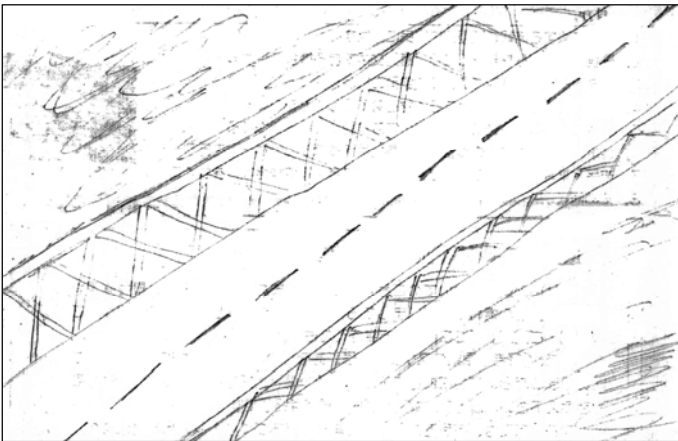
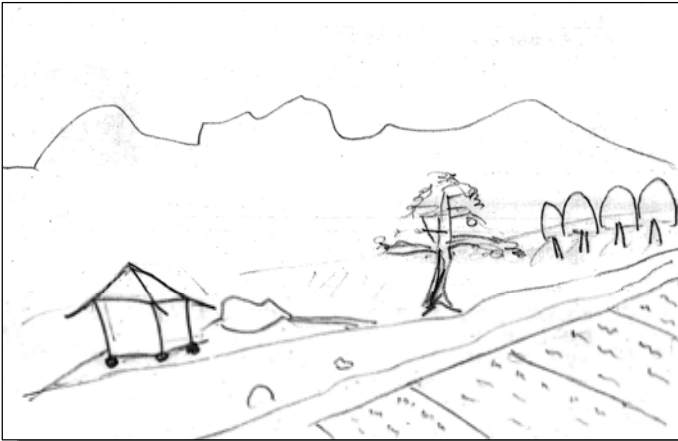
これらの水辺資源は、名水の里として知られる本市の貴重な財産であり、名水のある優れた景観を維持・保全し、その印象と魅力をより高めるため、次のような取り組みを推進します。

- 自然護岸や緑化など、自然や景観に配慮した河川や水路の整備
- 名水の維持・保全
(下水道の整備促進、合併浄化槽の普及、ごみの不法投棄の防止、河川美化活動の推進等)
- 景観に配慮した親水空間の整備や修景など

(4) 自然公園法の許可の基準について

本市では、甲斐駒ヶ岳周辺は、南アルプス自然公園区域および県立南アルプス巨摩自然公園区域に指定されており、茅ヶ岳・瑞牆山周辺は、秩父多摩甲斐国立公園区域に、八ヶ岳周辺は、八ヶ岳中信高原国定公園区域に指定されています。それぞれの区域ごとに自然公園法に基づく一定の行為の制限がなされています。

本市では、景観計画区域と国立・国定公園の区域が重複しており、今後も良好な景観の維持・保全を図る観点から、自然公園法の許可が必要な一定の行為に関して、工作物の高さや壁面線の統一、屋外広告物等の色彩、意匠、規模等の統一など、必要な上乘せの許可基準について検討します。



●掲載の絵は、平成19年7月に実施した「景観アンケート調査」の自由記入欄（私の好きな北杜市の風景）に描かれた絵の中から抜粋しました。